【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年７月４日
【会社名】	ＭＲＴ株式会社
【英訳名】	MRT Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　小川　智也
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神南一丁目18番２号
【電話番号】	03（6415）5295
【事務連絡者氏名】	取締役　西岡　哲也
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神南一丁目18番２号
【電話番号】	03（6415）5295
【事務連絡者氏名】	取締役　西岡　哲也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【提出理由】

2019年６月25日開催の当社第20回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

２【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年６月25日

(2) 当該決議事項の内容

議案　定款一部変更の件

定款を以下の通り、一部変更する。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第２章　　株　　式	第２章　　株　　式
（基準日）	（基準日）
第11条　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	第11条　当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
第３章　　株主総会	第３章　　株主総会
（招集）	（招集）
第12条　定時株主総会は毎年６月に招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時これを招集する。	第12条　定時株主総会は毎年３月に招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時これを招集する。
第７章　　計　　算	第７章　　計　　算
（事業年度）	（事業年度）
第46条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。	第46条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から12月31日までとする。
(期末配当金)	(期末配当金)
第47条　当会社は、株主総会の決議によって毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。	第47条　当会社は、株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。
（中間配当金）	（中間配当金）
第48条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。	第48条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年６月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。
（新　設）	附　　則 第１条　第46条の規定にかかわらず、第21期の事業年度は、2019年４月１日から2019年12月31日までの９か月間とする。 第２条　第48条の規定にかかわらず、第21期の事業年度の中間配当金の基準日は、2019年９月30日とする。 第３条　前二条及び本条は、2019年12月31日まで有効とし、同日をもってこれを削除する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
議案	30,273	150	－	（注）	可決　97.58

（注）議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以　上